

群馬東部水道企業団における建設工事請負契約約款（以下「約款」）第 26 条について、適用対象工事や請負額変更の方法は以下のとおりとしています。

詳しくは担当監督員にお問い合わせください。

・全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い

項目		全体スライド (約款第 26 条第 1 項から第 4 項)	単品スライド (約款第 26 条第 5 項)	インフレスライド (約款第 26 条第 6 項)
適用対象工事		工期が 12 ヶ月を超える工事 ただし、残工期が 2 ヶ月以上ある工事（比較的大規模な長期工事）	全ての工事 ただし、残工期が 2 ヶ月以上ある工事	全ての工事 ただし、残工期が 2 ヶ月以上ある工事
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から 12 ヶ月経過後の残工工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来形部分を除く特定の資材（鋼材類、燃料油類等）	基準日以降の残工工事量に対する資材、労務単価等
	受発注者の負担	残工事費の 1.5%	対象工事費の 1.0% （ただし、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし）	残工事費の 1.0% （約款第 30 条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用）
	再スライド	可能 （全体スライド又はインフレスライド適用後、12 ヶ月経過後に適用可能）	なし （部分払いを行った出来形部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない）	可能

・請求日及び基準日等の定義は以下のとおりとする

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者または受注者が請負代金額の変更の協議を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求日とすることを基本とする。
また、請求があった日から起算して、14 日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とすることも可とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。